

熊本労働局からのお知らせ

働き方改革に取り組む「ベストプラクティス企業」を 熊本労働局と九州地方整備局が合同で訪問しました

11月は「過労死等防止啓発月間」であり、熊本労働局（局長 新田峰雄）では、「過重労働解消キャンペーン」を実施しているところですが、キャンペーンの取組の一つである「ベストプラクティス企業への訪問」を、令和5年11月16日（木）に実施しました。この度、その職場訪問の実施結果を取りまとめましたので、公表します。

■ 「ベストプラクティス企業への企業訪問」の実施結果の概要

1 訪問の目的

時間外労働の削減や休暇・休日の取得促進などの働き方改革に向けた取組を積極的にやっている県内企業を、熊本労働局長が自ら訪問し、熊本労働局、九州地方整備局及びベストプラクティス企業の3者で意見交換を実施し、その取組事例を収集するとともに、他の企業に広く紹介する。

2 訪問先企業

株式会社増永組(熊本市中央区水前寺3丁目3番25号)

3 出席者

株式会社増永組 代表取締役 鷹尾 雄二 氏 ほか
熊本労働局長 新田 峰雄 ほか
九州地方整備局 建設産業調整官 西 渉

4 収集した取組の概要

●主な取組

- 平成30年4月から完全週休2日制を導入
- オンライン会議の導入等の職場環境の改善
- 年次有給休暇の取得促進、ノー残業デー等による社員の意識改革

●主な取組効果

- デジタル化により現場社員の本社への出勤時間を削減
- 働きやすい職場環境、福利厚生充実による社員と家族の満足度の向上
- 年次有給休暇の取得率向上による労働時間の短縮

●労務指標の改善

時間外労働の低減	2017年	1か月	31.5時間
	2022年	1か月	24.34時間
年次有給休暇取得率	2017年	3.1日	18.9%
	2022年	8.9日	50.1%

「ベストプラクティス企業」に職場訪問を行いました

11月の過重労働解消キャンペーンの取組の一環として、時間外労働時間の削減や年次有給休暇の積極的な取得などの働き方改革に向けた取組を積極的に行っている企業を「ベストプラクティス企業」として選定し、その企業の取組事例を広く紹介するため、令和5年11月16日(木)、熊本労働局長と九州地方整備局建設産業調整官が合同で訪問し意見交換を実施しました。

今年度のベストプラクティス企業には、株式会社増永組（熊本市中央区水前寺）を選定しました。

株式会社増永組から、取組状況につきまして、平成30年から完全週休2日制を導入し、オンライン会議及び社員のデータ共有を進め、時間外労働を削減したとの説明がありました。

同社の令和4年の所定外労働時間は月24.3時間で、平成29年から7.2時間減少し、年次有給休暇の取得率については、令和4年は50.1%で、平成29年の18.9%から大幅に上昇したとのことでした。

鷹尾雄二代表取締役は、来年4月から働き方改革関連法に基づく時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることから、人手不足は深刻だが、デジタル技術の活用による効率化と労働環境の改善を推進したいと表明されました。

最後に、働き方改革に向けた取組について意見交換を行いました。

○企業訪問し、会議室で取組の状況をお伺いしているところ

（ 左列：株式会社増永組様 右列：九州地方整備局、熊本労働局）



○取組について説明する鷹尾代表取締役



○企業担当者による働き方改革の取組状況の説明

